平成２９年度利益相反自己申告書の提出について

平成２９年４月１７日
研究推進部知財課

日本大学利益相反マネジメント内規に基づく利益相反自己申告書の提出について，下記のとおり取扱う。

記

１　利益相反マネジメントの対象

特定の企業，国又は公的機関及びその他の団体（以下「企業等」という。）と産学官連携活動等を行う（見込みを含む。）場合であって，かつ，次に掲げる行為を対象とする。

① 企業等から一定額以上の金銭若しくは便宜の供与又は株式等経済的利益を得る場合
② 企業等から一定額以上の物品，サービス等を購入する場合
③ 本大学の大学院生，学生等を産学官連携活動等に従事させる場合
④ その他日本大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という。）が利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う場合

２　自己申告の対象となる教職員

① 上記「利益相反マネジメントの対象」に該当する教職員のうち，産学官連携活動等の相手先企業等（同一の企業等）から，年間の合計金額が200万円以上の共同研究，受託研究，コンソーシアム，実施許諾・権利譲渡，技術研修，委員等の委嘱，研究助成金・奨学寄付金，依頼試験・分析，機器の提供等を受入れや，年間の合計金額が200万円以上に相当する客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れがある場合

② 上記「利益相反マネジメントの対象」に該当する教職員のうち，産学官連携活動等の相手先企業等（同一の企業等）との間に以下の個人的経済的な利益を受ける（見込みを含む。）場合

（１）企業等から，株式（公開・未公開を問わない。），出資金，株式買入れ選択権（ストックオプション），受益権等を得ている場合
（２）同一の企業等から，年間の合計金額が100万円以上の給与等（コンサルタント料，謝金等サービス対価を含む。）の収入（診療報酬を除く。）を得ている場合

③ 上記①又は②に該当しない場合であっても申告を要する場合

（１）利益相反マネジメントの実施が条件とされている競争的資金に応募する場合
（２）他者から利益相反に係る弊害が生じているかのごとく見られる可能性が懸念される場合
（３）利益相反マネジメント委員会が申告の必要があるとみなした場合

３　申告の範囲

自己申告書の対象となる教職員本人のみならず，生計を一にする配偶者及び一親等の親族が，産学官連携活動等を行っている相手先から，経済的利益を享受している場合も対象とする。

４　提出期間

①　平成29年５月１日（月）～５月31日（水）（平成29年度定時申告）

ただし，平成29年度分の自己申告書を既に提出している教職員等については，以下②の場合を除き，提出は不要とする。

②　随時申告〔以下の場合に遅滞なく提出〕

（１）新たに上記「自己申告の対象となる教職員」に該当した場合

（２）定時自己申告後，申告内容に変更が生じた場合

（３）利益相反マネジメントの実施が条件とされている競争的資金に応募又は，採択され継続期間中の利益相反マネジメントが必要な場合等

５　提出方法

申告書（内訳明細書がある場合，申告書が複数の場合はすべて同封）を厳封の上，封筒の表に「申告書在中」と朱書きし，提出することとする。

６　提 出 先

所属部科校の研究事務課又は当該事務を分掌する部署（以下，研究事務課等という。）

７　申告書（様式）の配布

NUBICホームページからのダウンロード又は研究事務課等から配布することとする。

８　備　　考

厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構（AMED）の事業に係る研究課題については，研究課題ごとの利益相反マネジメントが求められているため，本年度分より，新様式を使用することとする。

以　　上